

新	旧
<p>1 略</p> <p>2 入所の対象となる者</p> <p>(1) 要介護3以上の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者</p> <p>(2) 要介護1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である者（次に掲げる【特例入所の要件】のいずれかに該当する者）</p> <p>【特例入所の要件】</p> <p>ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。</p> <p>イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。</p> <p>ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。</p> <p>エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。</p> <p>3 入所申込みの手続き</p> <p>(1) 入所の申込み</p> <p>ア 入所の申込みは、入所を希望する本人（以下「申込者」という。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 入所の対象となる者</p> <p>(1) 要介護3以上の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者</p> <p>(2) 要介護1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である者（次に掲げる【特例入所の要件】のいずれかに該当する者）</p> <p>【特例入所の要件】</p> <p>ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること</p> <p>イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること</p> <p>ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること</p> <p>エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること</p> <p>3 入所申込みの手続き</p> <p>(1) 入所の申込み</p> <p>ア 入所の申込みは、入所を希望する本人又は家族等が特別養護老</p>

又は家族等が特別養護老人ホーム入所申込書（以下「申込書」という。）（参考様式 1）を入所を希望する施設に直接提出して行う。

なお、申込み内容に変更が生じた場合には、申込者又は家族等が施設に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出する。

イ 申込者が要介護 1 又は 2 の認定を受けている場合においては、入所の申込みをするに当たって、【特例入所の要件】に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由を付記の上、申し込む。

ウ 申込書の有効期間は、施設が申込書を受け付けた日から 2 年間とする。

なお、令和 4 年 1 月 1 日時点で受け付けている申込書については、申込書に記載された受付日から 2 年間とする。

## (2) 入所申込みの受付

ア 施設は、次の全てを満たす入所申込みを受付対象とする。

なお、これによって受付対象外となった申込みについては、申込者及び家族等に対してその理由を説明すること。

① 申込者が申込時点で当面は入所を希望していないなど、申込みの動機が予約的なものでないこと。

なお、予約的とは、入所が必要となる心身の状況といった内的要因や現在の住所又は居所から移動が必要となる時期といった外的要因が確定しておらず、具体的な入所時期を決定できない段階における入所申込みを指す。

人ホーム入所申込書（以下「申込書」という。）（参考様式 1）を入所を希望する施設に直接提出して行う。

なお、申込み内容に変更が生じた場合には、入所を希望する本人又は家族等が施設に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出する。

イ 入所を希望する本人が要介護 1 又は 2 の認定を受けている場合においては、入所の申込みをするに当たって、【特例入所の要件】に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由を付記の上、申し込む。

(新設)

## (2) 入所申込みの受付

ア 施設は、申込書の受け付けに際し、原則として入所を希望する本人又は家族等と面接のうえ、入所を希望する本人の心身の状況等を確認する。

② 必要事項が記載されていること及び添付書類に不備や不足がないこと。

③ 申込者又は家族等との面接等により、申込者の心身の状況等を確認していること。

④ 申込者の心身の状況等について、施設で受け入れ可能な体制が整っていること。

なお、入所申込み時点で申込者が医療機関にかかっている若しくは医療機関にかかる予定であって、申込者・医療機関・施設が連携又は調整することによって受け入れが見込める場合は、

④を満たすものとする。

イ 施設は、申込者及び家族等に対し、この指針に定める入所に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認」欄に署名を受ける。

なお、申込者が、要介護 1 又は 2 の認定を受けている場合には、【特例入所の要件】についての説明を併せて行うこと。

ウ 施設は、申込者から申込書を受け付けた場合には、受付簿（参考様式 2 - 1）にその内容を記載し、管理する。

なお、申込書を受け付けなかった場合には、受付対象外名簿（参考様式 2 - 2）にその内容を記載し、管理する。

エ 要介護 1 又は 2 の認定を受けている者から 【特例入所の要件】に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由が記載されている場合には、当該申込者が要介護 1 又は 2 の認定を受けていることをもって申込みを受け付

イ 施設は、入所を希望する本人及び家族等に対し、この指針に定める入所に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。

なお、入所を希望する本人が、要介護 1 又は 2 の認定を受けている場合には、特例入所の要件についての説明を併せて行うこと。

ウ 施設は、入所を希望する本人（以下「申込者」という。）から申込書を受け付けた場合には、受付簿（参考様式 2）にその内容を記載し、管理する。

（新設）

エ 要介護 1 又は 2 の認定を受けている者から 「特例入所の要件」に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由が記載されている場合には、当該申込者が要介護 1 又は 2 の認定を受けていることをもって申込みを受け付

<p>けないことはできない。</p> <p><u>オ 施設は、あらかじめ、3(1)ウの有効期間を満了する申込者に対して入所申込み継続願（以下「継続願」という。）（参考様式3）を求めることにより、申込みの継続の意思を確認することとし、これによって受領した継続願の有効期間は、3(1)ウの有効期間を満了する日の翌日から2年間とする。</u></p> <p><u>なお、継続願によって申込み内容に変更があることを確認した場合には、再度申込書を提出するよう求めることができるものとする。</u></p> <p><u>また、令和4年1月1日時点で既に有効期間を満了する場合についても同様とする。</u></p> <p>(3) 施設は、申込書を受<sup>レ</sup>付けた場合には、速やかに特別養護老人ホーム入退所決定調査票（以下「調査票」という。）（参考様式4）を作成し、優先順位を付けた選考者名簿（参考様式5）を調製する。</p> <p><u>なお、選考者名簿（参考様式5）の調製にあたっては、公平性・透明性を確保する観点から、受付簿に記載された全ての申込者（【特例入所の要件】に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求める者を除く。）を記載すること。</u></p> <p>(4) 要介護1又は2の認定を受けている者から申込みされた場合、申込者が【特例入所の要件】に該当するか否かを判断するに当たっては、次に掲げる取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」</p>	<p>けないことはできない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(3) 施設は、申込書を受付けた場合には、速やかに特別養護老人ホーム入退所決定調査票（以下「調査票」という。）（参考様式3）を作成し、優先順位を付けた選考者名簿（参考様式4）を調製する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(4) 要介護1又は2の認定を受けている者から申込みされた場合、申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、次に掲げる取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」とい</p>
--	--

<p>という。)との間で情報の共有等を行うこと。</p> <p>ア 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から申込みがあった場合には保険者市町村に対して報告を行うこと。(参考様式6)</p> <p>イ 施設は、当該申込者が【特例入所の要件】に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求めることができる。(参考様式7)</p> <p>なお、意見を求めるに当たっては、調査票を添えることとする。</p> <p>ウ 保険者市町村は、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対し意見を表明することができる。(参考様式8)</p> <p>4 入退所決定の手続き</p> <p>(1) 施設は、入所及び退所に係る事務を処理するため合議制の入退所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 委員会の所管事務</p> <p>委員会は、申込書、<u>受付簿、受付対象外名簿</u>、調査票、選考者名簿及び保険者市町村の意見(特例入所の場合に限る。)等に基づいて<u>入所申込みの受付可否に係る理由の妥当性及び入所申込みの取下げに関する適切性について判断するほか</u>、入退所の必要性を総合的に検討し、【特例入所の要件】の該当の有無の決定、入所順位及び入所の決定、入所者にかかる退所の検討等を行う。</p> <p>エ 委員会の議事録等</p> <p>委員会は、協議の内容を記載した議事録及び選考者名簿を整備</p>	<p>う。)との間で情報の共有等を行うこと。</p> <p>ア 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から申込みがあった場合には保険者市町村に対して報告を行うこと。(参考様式5)</p> <p>イ 施設は、当該申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求めることができる。(参考様式6)</p> <p>なお、意見を求めるに当たっては、調査票を添えることとする。</p> <p>ウ 保険者市町村は、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対し意見を表明することができる。(参考様式7)</p> <p>4 入退所決定の手続き</p> <p>(1) 施設は、入所及び退所に係る事務を処理するため合議制の入退所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 委員会の所管事務</p> <p>委員会は、申込書、調査票、選考者名簿及び保険者市町村の意見(特例入所の場合に限る)等に基づいて入退所の必要性を総合的に検討し、特例入所の要件の該当の有無の決定、入所順位及び入所の決定、入所者にかかる退所の検討等を行う。</p> <p>エ 委員会の議事録等</p>
---	--

<p>し、5年間保存する。(削除)</p> <p>オ 守秘義務 委員は、業務上知り得た申込者及び家族等に係る<u>個人情報</u>を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(2)~(3) 略</p> <p>5 入所順位決定後の手続き</p> <p>(1) 結果の通知 施設は、委員会で決定された順位について、申込者又は家族等へ特別養護老人ホーム入所順位検討結果通知（参考様式<u>9</u>）により通知する。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p><u>(4) (削除)</u></p>	<p>委員会は、協議の内容を記載した議事録及び選考者名簿を整備し、5年間保存するとともに<u>さいたま市又は、埼玉県から求められた場合には、これを提出しなければならない。</u></p> <p>オ 守秘義務 委員は、業務上知り得た申込者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(2)~(3) 略</p> <p>5 入所順位決定後の手続き</p> <p>(1) 結果の通知 施設は、委員会で決定された順位について、申込者又は家族等へ特別養護老人ホーム入所順位検討結果通知（参考様式<u>8</u>）により通知する。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 入所辞退者の取扱い</u> <u>申込者及び家族等の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げることができる。</u> <u>一定期間経過後入所辞退者から再度の申し出がない場合には、選考者名簿から削除し、受付簿に削除した旨を記載する。</u></p> <p><u>(4) 入所順位決定後の再確認等</u></p>
---	--

<p>6 略</p> <p><u>7 入所申込みの無効と取下げ</u></p> <p><u>(1) 入所申込みの無効</u></p> <p><u>施設は、申込者が3(2)オの継続願の提出をしなかった場合又は申込者が3(2)オなお書きの求めに応じなかった場合（連絡がつかない場合を含む。）には、入所申込みを無効とし、選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。</u></p> <p><u>(2) 入所申込みの取下げ</u></p> <p><u>施設は、申込者又は家族等からの申し出若しくは施設による意向調査等による聴き取りの結果、入所を取り下げる意思又は現在の居所での生活を継続する意思を確認した場合には、申込者又は家族に対して特別養護老人ホーム入所申込取下げ書（参考様式10）（以下「取下げ書」という。）の提出を求めることができる。これによって取下げ書を受領した場合、選考者名簿から削除及び受付簿に受領日と削除した旨を記載する。</u></p> <p><u>なお、申込者が取下げ書の提出に応じない場合（電話連絡により明確な意思表示を確認している場合や連絡がつかない場合を含む。）には、その経過を記録の上、迅速な入所決定を阻害するものと認められるものについては、入所申込みが取り下げられたものとみなし、</u></p>	<p><u>施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直すことができる。</u></p> <p>6 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p><u>選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。</u></p> <p><u>8</u> 退所について 略</p> <p><u>9</u> 退所に関して留意すべき事項 略</p> <p><u>1.0</u> 指針の公表 略</p> <p><u>1.1</u> 指針の見直し この指針は、一定期間ごとに有効性を見直す。なお、見直す必要が生じた場合は、さいたま市内の施設の施設長とさいたま市が協議し、<u>随時見直しを行う。</u></p> <p><u>1.2</u> 適正運用 (1)~(2) 略</p> <p><u>(3) 施設は、入所の申込みから入所可否及び退所の決定までに受領及び作成した書類について、市から開示又は提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。</u></p> <p><u>1.3</u> 実施時期 この指針は、平成18年4月1日から適用する。 この指針は、平成24年4月1日から適用する。 この指針は、平成27年4月1日から適用する。</p>	<p><u>7</u> 退所について</p> <p><u>8</u> 退所に関して留意すべき事項</p> <p><u>9</u> 指針の公表</p> <p><u>1.0</u> 指針の見直し この指針は、一定期間ごとに有効性を見直す。なお、見直す必要が生じた場合は、<u>随時見直しを行う。見直しは、さいたま市内の施設の施設長とさいたま市が協議する。</u></p> <p><u>1.1</u> 適正運用 (1)~(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1.2</u> 実施時期 この指針は、平成18年4月1日から適用する。 この指針は、平成24年4月1日から適用する。 この指針は、平成27年4月1日から適用する。</p>
--	---

(別紙 1)

この指針は、平成29年8月7日から適用する。

この指針は、令和4年1月1日から適用する。

この指針は、平成29年8月7日から適用する。

(新設)